

答 申 書
(答申第18号)
平成18年4月28日

1 審査会の結論

自閉症児への支援が記載されている児童票、精神障害児への支援が記載されている児童票及び児童虐待に関し支援内容が記載されている児童票を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、①自閉症児への支援が記載されている文書（5件）、②精神障害児への支援が記載されている文書（5件）、③児童虐待に関し、支援内容が記載されている文書（5件）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、①自閉症児への支援が記載されている児童票（平成16年度の受理番号49,270,848,975、17年度の受理番号683の5件）、②精神障害児への支援が記載されている児童票（平成11年度の受理番号836、平成14年度の受理番号185,1529,1530、平成17年度の受理番号628の5件）、③児童虐待に関し、支援内容が記載されている児童票（平成15年度の受理番号734、平成16年度の受理番号127,368,396,1122の5件）（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）が記録されている公文書に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件公文書の特定について

ア 異議申立人は、公文書の文書の特定に誤りがある、児童相談所は、自閉症児を支援する機関であり、相談のみに限定した開示請求をしていない、児童虐待防止に期待される児童相談所の役割は、相談だけではないと主張する。

また、児童票の意味が不明であり、児童相談所運営指針で使用している文言を使用した処分をしていないと主張する。

イ 実施機関は、児童票については、単なる相談者の相談内容の記録のみではなく、児童相談所の援助活動の記録をも含む文書であり、異議申立人が開示請求を行った文書内容と一致していると説明する。

また、児童票の内容は、本件処分の通知文に記載され、かつ、異議申立人が本件開示請求を行った文書内容と一致しており、文書名が児童相談所運営指針で使用している文言と一致しないからといって処分の効力には影響しないと説明する。

ウ 児童相談所は、児童の福祉増進のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基

づいて都道府県等に設置される機関であり、児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行なって、必要な指導や措置をとるものである。

北海道の児童相談所では、「北海道児童相談所業務取扱要領」に基づいて業務を行っており、同要領によると、児童に係る相談を受理したときは、児童票を作成することになっている。児童票は、相談援助活動の基本と位置づけられており、保護者の氏名、住所、家族構成、相談経過、面接記録、生活状況、心理判定結果、総合判断など、保護者及び児童に係る個人情報的一切が記録されている。

このことからすると、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を特定したことは、その内容から判断して妥当なものであると考える。

なお、児童相談所運営指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく、厚生労働省の各都道府県等に対する技術的な助言であり、同指針に規定されている文言どおりの文書を作成しなくても問題はないものとする。

(4) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件公文書は、児童相談所の相談援助活動に伴って作成される記録であり、特定の個人に関する情報が詳細に記載されており、当該個人情報、特定の個人が識別される情報で、通常他人に知られたくないと認められるものであると主張する。

ウ 児童票には、保護者の氏名、住所、家族構成、相談経過、面接記録、生活状況、心理判定結果、総合判断など、保護者及び児童に係る個人情報的一切が記録されている。

これらの情報は、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報であり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、本件公文書が6号情報が記録されている公文書に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、意見書等において、北海道の児童相談所の自閉症への対応について種々主張するが、本件処分に関連しない主張であるため、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 1 月10日	○ 諮問書の受理（諮問番号17） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成18年 1 月13日	○ 新規諮問事案の報告
平成18年 1 月16日 （第7回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成18年 2 月20日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年 3 月22日 （第二部会）	○ 審議
平成18年 4 月24日 （第10回審査会）	○ 答申案審議
平成18年 4 月28日	○ 答申